

平成23年度の概要

1 第1号被保険者数

(23年3月末現在) (24年3月末現在)
111.2万人 → 114.1万人 (対前年比 2.9万人、2.6%増)

2 要介護(要支援)認定者数

(23年3月末現在) (24年3月末現在)
21.2万人 → 22.1万人 (対前年比 0.9万人、4.2%増)
※ 要介護度が軽度(要支援1～要介護1)の認定者数が49.9%を占める

3 第1号被保険者に占める第1号認定者の割合(認定率)

(23年3月末現在) (24年3月末現在)
18.5% → 18.8% (対前年比 0.3ポイント増)

4 保険給付支給額

(22年度累計) (23年度累計)
3,010億円 → 3,132億円 (対前年比 122億円、4.1%増)

5 第1号被保険者一人あたりの支給月額

(22年度) (23年度)
22.6千円 → 23.3千円 (対前年比 0.7千円、3.1%増)

6 サービス利用者一人あたりの支給月額

- (22年度) (23年度)
- ① 居宅サービス+地域密着型サービス
102.5千円 → 104.0千円 (対前年比 1.5千円、1.5%増)
 - ② 施設サービス
271.1千円 → 270.4千円 (対前年比 △0.7千円、0.3%減)
 - ③ 全体
144.2千円 → 143.7千円 (対前年比 △0.5千円、0.3%減)

7 保険料収納額(当該年度分)

(22年度) (23年度)
560億円 → 566億円 (対前年比 6億円、1.1%増)

8 保険料収納率(当該年度分)

(22年度) (23年度)
98.2%(84.5%) → 98.3%(85.3%) [対前年比0.1%増(0.8%増)]
()内の数値は、普通徴収に係る収納率(再掲)である。

9 サービス事業所数

- ① 指定事業所数
(23年4月1日現在) (24年4月1日現在)
13,038事業所 → 13,901事業所 (対前年比 863事業所増)
- ② 取消事業所数
(22年度末累計) (23年度末累計)
44事業所 → 44事業所

・被保険者の状況

本県の第1号被保険者数の推移をみると、平成12年4月から平成23年度までの12年間で852,110人から1,140,681人と288,571人(33.9%)増えている。

その内訳をみると、前期高齢者数は65,651人(13.1%)の増、後期高齢者数は222,920人(63.4%)の増と後期高齢者の伸びが顕著である。

・サービス提供体制

平成12年4月の介護保険制度施行後、居宅サービス事業者を中心に順調に指定事業所数は増加している。特に認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、特定施設入居者生活介護の増加が著しい。

介護サービス事業所の指定(許可)取消しの状況については、平成23年度末までに介護予防サービスを含め23法人44事業所の事業所指定を取り消している。取消事由は、介護報酬の不正請求等であった。

介護支援専門員実務研修受講試験の受験者数は、試験が開始された平成10年度以降、既登録者数の増加に伴い漸減していたが、平成14年度以降増加に転じ、平成18年度以降は6千人前後で推移している。また、合格者数も平成10年度から減少していたが、平成15年度から平成17年度の間は一旦増加し、平成18年度以降は千人前後で推移している。

・介護給付費及びサービス利用者の状況

介護保険制度施行後、順調に伸びてきたものの、平成18年度の制度改正に伴う施設における食費・居住費の自己負担化、新予防給付の創設等により一旦減少、その後、再び増加傾向にある。

平成23年度の介護給付費は3,132億円となっており、平成12年度の1,627億円と比較すると約1,505億円(92.5%)の増となっている。介護給付費総額に占める居宅サービスと地域密着型サービスの給付費の割合は58.5%、施設系サービスは35.8%となっている。

ひと月あたりのサービス利用者数は、平成12年4月から平成23年3月までの12年間で73,571人から184,984人と約11万人(151.4%)の増となっている。

居宅サービス及び地域密着型サービス受給者について、地域密着型サービスが創設された平成18年度以降の推移をみると、平成19年3月から平成24年3月までの5年間で121,248人から149,913人と28,665人(23.6%)増えている。要介護区分ごとの構成割合は、居宅サービスでは軽度者(要支援1～要介護1)の利用が多い(58.8%)が、地域密着型では中度者(要介護2～3)の利用が多く(47.6%)となっている。

施設サービス受給者は、平成12年4月から平成23年度までの12年間で30,052人から35,071人と5,019人(16.7%)増えている。

・介護保険財政安定化基金の状況

平成23年度は、新規積立には行わず、第1期計画期間における財政安定化基金からの貸付償還金として約3,560万円を積み立てた。年度中の運用益は約7,140万円であった。

平成23年度は第4期計画期間の最終年度に当たり、2保険者から貸付及び交付の申請があり約2億4,850万円を基金から取り崩して、貸付事業及び交付事業を実施した。この結果、年度末の基金額は約127億6,570万円となった。

・審査請求及び苦情の状況

介護保険審査会は、保険料や要介護認定等に関する処分への不服申立てについて、審査する機関である。「要介護認定」に関する審査請求については、年間を通じて随時提起されているが、「保険料等」に関するものについては、6～9月に保険者の賦課決定が集中することから、同時期以降に多く行われる傾向が顕著である。

また、サービス提供事業者やサービスの質に対する苦情申立てについては、福岡県国民健康保険団体連合会に苦情相談窓口があり、平成23年度に介護サービス苦情処理委員会で受け付けた苦情申立ては、2件であった。